

一般財団法人中央区都市整備公社のあらまし

- 1 名 称 一般財団法人中央区都市整備公社
- 2 所 在 地 中央区銀座一丁目25番3号
- 3 設立年月日 昭和60年6月1日
- 4 基本財産 五千万円（中央区が全額出資）
- 5 設立の経緯

中央区は、都心に位置し、東京における経済・文化の中心地として著しい発展を続けています。しかしその反面、業務機能の集中や拡大は、生活環境や地域経済環境の悪化、居住機能の後退など各種の大都市問題を派生させています。

こうした状況のなかで都市整備事業は、生活機能と業務機能が調和のとれた魅力あるまちづくりを進めるための基幹として、極めて重要な役割を果たすものです。

しかし、区がこの事業を推進し、地域特性に応じた住民主体の再整備を実施していくためには、現行法令・諸制度の有効活用を図るだけでは必ずしも十分とは言えません。

そこで行政を補完する専門知識や技術の活用ができ、弾力的で機能的な運営のできる組織が必要不可欠となります。

このようなことから、区の都市整備事業の推進を補完し、生活環境の改善及び地域産業の振興を図るなど都市整備に関する事業を行うための組織として、財団法人中央区都市整備公社が設立され、平成23年4月1日公益法人制度改革関連法令に基づき一般財団法人に移行しました。

6 設立の目的

公社は、地域社会の発展に寄与することを目的として、次の事業を行っています。

- (1) まちづくりの推進に関する調査研究及び意識啓発
- (2) 活性化の推進が必要な地域に対する支援
- (3) 再開発事業に伴う環境整備等に関する支援
- (4) 分譲マンション等の維持管理に関する支援
- (5) 地域の活性化に資する施設の管理運営
- (6) その他公社の目的を達成するために必要な事業

(詳しくは、「まちづくり」、「マンション管理支援」に掲載)

7 沿革

昭和60年6月	1日	中央区の出資により設立	事務所を区役所に置く	基本財産1億円
昭和62年4月	1日	受託施設の管理を大幅に拡大		基本財産1億円を2億円に増額
昭和63年4月	1日	事務所を明石町に移転		
平成3年4月	1日	事務所を八丁堀（中央区役所八丁堀分庁舎）に移転		
平成11年6月28日		事務所を銀座（中央区役所京橋プラザ分庁舎）に移転		
平成22年4月	1日	分譲マンション管理支援事業開始		
平成23年4月	1日	公益法人から一般財団法人に移行		
平成23年7月26日		中央区へ1億5千万円寄付	基本財産2億円から	5千万円に減額